

令和 8 年度 崎山湾・網取湾 自然環境保全地域 ウミシヨウブ藻場保全等業務 仕様書

1. 業務の目的

西表島の南西部に位置する「崎山湾・網取湾自然環境保全地域」は、西表島固有のサンゴをはじめとする多種多様で大規模なサンゴ群集、ウミシヨウブやウミジグサ海草藻場など、豊かな海中生物相を有している。

しかし近年は、絶滅危惧種であるウミシヨウブなどの海草類の減少が見られており、網取湾ではほぼすべてが消失し、崎山湾においても減少状況が著しく、令和 6 年度以降、自然状態の群落は消失に近い状態となっている。ウミシヨウブ藻場は多様な魚類の生息場所や産卵場所となっており、藻場の減少・消失は生態系および地域の漁業に影響を及ぼすことになる。

過去の調査においては、ウミシヨウブ藻場の主な減少要因として、同地域において高密度の生息が確認されているアオウミガメによる採食が明らかになっており、令和元年度よりアオウミガメの採食防止対策を継続して実施している。

同地域の生態系保全のためには、高密度で生息するアオウミガメの採食防止対策を行うとともに、ウミシヨウブ藻場を保全・再生する取組が必要である。そのため環境省では、令和 4 年度に策定された「生態系維持回復事業計画」に基づき、崎山湾において令和 6 年度までに約 8.8ha の採食防止柵の設置を完了し、令和 7 年度からはウミシヨウブの増殖に向けた検討を開始した。

本業務では、これまでに設置した採食防止柵の一部更新を行うとともに、崎山湾・網取湾自然環境保全地域のウミシヨウブ藻場の保全・再生のためにウミシヨウブの増殖に向けた検討などを行うものである。

2. 実施場所

沖縄県八重山郡竹富町西表島内 崎山湾・網取湾自然環境保全地域及びその周辺（別紙 1）

3. 業務の内容

(1) 打合せ及び業務実施計画書の作成

期首、期末及び（5）で実施する連絡会議前を含む 3 回程度、環境省西表自然保護官事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と打合せを行う（各半日程度、オンライン打合せも可とする）。なお、打合せの実施場所については、環境省担当官と調整するものとし、打合せ内容は打合せ記録簿に速やかにとりまとめて環境省担当官の確認を受けること。

また、業務の実施に当たり、業務実施計画書及び工程表を作成し、環境省担当官に提出すること。

(2) ウミシヨウブ採食防止柵の更新

過年度に設置した大規模採食防止柵（1 区画 延長 1296m、面積約 8.8ha）について、劣化が見られるワイヤーメッシュを更新すること。更新にあたっては、劣化が激しい上部のワイヤーメッシュを採食防止柵から取り外し、下部のワイヤーメッシュを上部に移動させ設置するとともに、下部の

ワイヤーメッシュを交換する（別紙2）。なお、交換するワイヤーメッシュは、大型魚の出入りが可能となるようスリット加工を施すこととする。更新する採食防止柵の延長は計120mとし、採食防止柵の仕様は、「令和4年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務」「令和5年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務」及び「令和6年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務」（以下、「過年度業務」という。）を参考として、設置に必要な資材は請負者で用意すること。また、交換したワイヤーメッシュ約240kgは適法に応じて搬出し処分すること。なお、採食防止柵の更新箇所については環境省担当官と協議して決定すること。

（3）ウミシヨウブの増殖に向けた検討

1）開花・結実状況調査

8～11月に4回程度、採食防止柵内のウミシヨウブについて、雌雄株、開花及び結実の状況を潜水調査により確認する。結実が確認された場合には、2）室内での栽培試験のため、果実を20個程度採取する。

2）室内での栽培試験

効率的なウミシヨウブの栽培方法や移植手法の検討、栽培種苗を崎山湾に戻す方法及びその適切な時期を検討するため、1）で採取した果実から得られた種子を用いて、室内での栽培試験を行う。室内での栽培試験は、8月以降に実施し、石垣島内の陸上海水水槽施設を借用して実施することを想定する。

また、栽培により順調に生育した個体については崎山湾に移植することとする。移植する数や、具体的な時期、方法については環境省担当官と協議して決定すること。

（4）関係者等との連絡会議の開催

関係者等で構成する「崎山湾・網取湾自然環境保全地域等のウミシヨウブ藻場保全に関する連絡会議」を以下の通り業務期間中に1回程度開催する（2月頃を想定）。関係者等は行政関係機関、有識者、地元関係者等30名程度の出席を想定する。

なお、連絡会議は対面及びオンライン会議の併用により実施することとし、旅費・謝金等の支払いは行わない。

① 会議開催に向けた準備

会議開催にあたり環境省担当官と調整の上、会議内容の検討及び会議資料の作成（パワーポイントでスライド10枚程度を想定）を行う。また、会議日程調整、関係者等への出席依頼、資料印刷（1回あたり20頁程度、20部程度を想定）、会場の手配等を行う。

② 会議の開催

会議当日は環境省担当官の指示に従い、会場設営等の準備及び後片付けを行う。会議は2時間程度を想定し、会場は西表島内の無償施設を想定する。

③ 会議開催記録の作成

会議終了後、会議の様子（日時、場所、人数、会議の様子を撮影した写真など）及び議事録を会議開催記録として取りまとめる。

(5) 報告書の作成

上記(1)から(4)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和9年3月26日(金)

5. 成果物

紙媒体：報告書 3部(A4判 100頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 九州環境局沖繩奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必

要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて下記の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：九州環境局 沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課 098-836-6400

(閲覧可能な資料)

- ・平成 27 年度西表島崎山湾・網取湾自然環境保全地域におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・平成 28 年度西表島崎山湾・網取湾自然環境保全地域におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・平成 30 年度西表島崎山湾・網取湾自然環境保全地域におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・平成 30 年度西表石垣国立公園（西表地区）ウミガメ類生息状況等調査業務
- ・令和元年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域ウミシヨウブ保全に向けた生態系維持回復事業計画策定業務
- ・令和 2 年度西表島崎山湾・網取湾自然環境保全地域におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・令和 2 年度西表石垣国立公園（西表地区）ウミガメ類生息状況等調査業務
- ・令和 2 年度崎山湾網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務
- ・令和 2 年度崎山湾網取湾自然環境保全地域ウミシヨウブ藻場保全対策業務
- ・令和 3 年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務
- ・令和 3 年度西表島崎山湾・網取湾自然環境保全地域におけるウミシヨウブの減少要因等対策検討業務

- ・令和3年度西表石垣国立公園(西表地区)アオウミガメとの共生に向けた管理のあり方検討業務
- ・令和3年度西表石垣国立公園(西表地区)アオウミガメ生息状況等調査業務
- ・令和4年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務
- ・令和4年度西表石垣国立公園(西表地区)におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・令和4年度西表石垣国立公園(西表地区)アオウミガメとの共生に向けた管理のあり方検討業務
- ・令和4年度西表石垣国立公園(西表地区)アオウミガメ生息状況等調査業務
- ・令和5年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務
- ・令和5年度西表石垣国立公園(西表地区)におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・令和5年度西表石垣国立公園(西表地区) ウミシヨウブ分布状況等調査業務
- ・令和5年度西表石垣国立公園(西表地区) アオウミガメとの共生に向けた管理のあり方検討業務
- ・令和5年度西表石垣国立公園(西表地区)アオウミガメ生息状況等調査業務
- ・令和6年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務
- ・令和6年度崎山湾におけるウミシヨウブ群落モニタリング調査業務
- ・令和6年度西表石垣国立公園(西表地区)におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務
- ・令和7年度崎山湾・網取湾自然環境保全地域生態系維持回復事業計画検討業務
- ・令和7年度崎山湾におけるウミシヨウブ群落モニタリング調査業務
- ・令和7年度西表石垣国立公園(西表地区)におけるウミシヨウブの減少要因等調査業務

(4) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。